

環水大大発第 1303061 号
平成 25 年 3 月 6 日

都道府県、大気汚染防止法政令市
大気保全担当部（局） 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 4 号）が平成 25 年 3 月 6 日に公布され、即日より施行される。

ついては、下記の事項について、適切に運用されるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の背景及び趣旨

これまでの取組の結果、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系作りを推進するため、VOC濃度の測定に係る規定について、所要の改正を行うこととしたものです。

2 改正内容

大気汚染防止法第 17 条の 12 の規定に基づく VOC濃度の測定は、VOC排出施設を稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時に VOC濃度を測定すればよいことから、年 1 回以上としました。

なお、今回の改正において、VOC排出施設の休止に係る措置を定めていませんが、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）」

（平成 17 年 6 月 17 日付け、環管大発第 050617001 号）第 10、2 の「1 年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、引き続きVOC濃度の測定は必要ない。」については、今後も同様に取り扱うこととするので、ご了知ください。